



第13次労働災害防止推進計画概要

計画期間：平成30年度（2018年度）から2022年度までの5か年

平成30年3月
滋賀労働局

計画の目標

死亡災害

- 死亡災害は一度発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ「死亡者ゼロ」を目指す。

死傷災害

- 全体の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少
- 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率*で5%以上減少

* 労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を指す

その他目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（労働者数30人以上）の割合を80%以上
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上
- 第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛を死傷年千人率で5%以上減少

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 治療と仕事の両立支援の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進
- (8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保措置の推進
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
 - ・ 第三次産業、道路貨物運送事業などの業種対策
 - ・ 転倒災害の防止、腰痛や熱中症の予防、交通労働災害対策
- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 治療と仕事の両立支援の推進

- 事業者団体、労働組合、医療機関等の関係者との緊密な連携による環境整備
- 企業と医療機関の連携の促進 等

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業単位の安全衛生の取組みの推進
- 企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組
- 業界団体、災防団体等による安全衛生の取組
- 地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 各事業場における安全衛生管理組織の強化
- 安全衛生教育等の実施 等

(8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 安全衛生への取組みを行った事業場が評価されるような環境の構築
- 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚
- 積極的な広報活動の展開 等